

第38回石岡市農業委員会総会会議録

1 開催年月日 令和6年7月10日（水）

2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1階 会議室

3 出席委員

1番 前 島 慎 也	2番 飯 村 伸 一	3番 三 輪 正
4番 高 橋 浩	5番 萩 原 重 信	6番 池 田 徹
7番 磯 部 進	8番 田 上 光 男	9番 高 野 済
10番 山 口 和 明	11番 栗 原 茂	12番 花 和 清 治
13番 高 橋 憲 治	14番 小 松 與 平	

4 欠席委員

5 事務局 理事兼事務局長 塩 畑 浩 行 課長補佐 大和田 誠
係 長 鈴 木 直 行

6 審議議案

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について

議案第4号 非農地証明願の意見の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

7 会議の顛末

開 会 午後2時30分

議長）只今より、第38回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は14名ですので、石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議

録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、12 番花和清治委員、13 番高橋憲治委員の 2 名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1 班、三輪委員、池田委員、花和委員、中村推進委員、2 班、田上委員、山口委員、栗原委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、交換、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おきます。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。続いて、2 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。2 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《挙手なし》

議長) 無いようですので、2 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《挙手多数》

議長) 賛成多数と認め、2 番については、許可することに決定いたします。続いて、3 番ないし 6 番については、関連する案件ですので一括審議となります。3 番ないし 6 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 3 番ないし 6 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で約 109 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、3 番ないし 6 番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長）栗原委員の報告が終わりました。審議願います。3番ないし6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番ないし6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番ないし6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番ないし8番については、関連する案件ですので一括審議となります。7番ないし8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号7番ないし8番について現地調査の結果をご報告いたします。借り受け人は農業従事者5名の法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、賃借権設定後に水稻や栗等の果樹を作付けする計画となっております。農地法第3条第3項各号の要件を全て満たすため、7番ないし8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。7番ないし8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番ないし8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番ないし8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第1号9番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者2名で約73アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻やジャガイモ等を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、9番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）花和委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9 番については、許可することに決定いたします。続いて、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 10 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者 2 名で約 49 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、水稻や野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、10 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 池田委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。続いて、11 番ないし 12 番は、議案第 3 号 11 番と関連する事項のため、第 3 号議案において、一括審議となります。続いて、13 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13 番については、許可することに決定いたします。続いて、14 番ないし 17 番については、関連する案件ですので一括審議となります。14 番ないし 17 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号14番ないし17番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は農業従事者3名で約11.5アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、ジャガイモを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、14番ないし17番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 田上委員の報告が終わりました。審議願います。14番ないし17番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番ないし17番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番ないし8番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号の17件の申請については、11番ないし12番を除く、15件について許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可の取消願いについてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番については、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、願出のとおり、許可を取り消すことに決定いたします。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、上下水道が埋設され

た道路の沿道の区域にあり、かつ、500メートル以内に二つ以上の教育施設がある農地であることから、農地区分は第3種農地と判断しました。申請人は、再生可能エネルギー普及のため、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置すべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、日照条件が良好な本申請地に、太陽光発電施設を設置し、事業拡張を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）田上委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断

された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、自分所有の農地への進入路がないため、本申請地を転用したく申請されたものです。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって3番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）池田委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、建設業を営んでおりますが、事業拡大により、既存の資材置場が狭隘なため、本申請地を転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって5番に

については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって6番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）栗原委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたし

ます。

議長）栗原委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効利用したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご

審議を、お願いいたします。

議長）栗原委員の報告が終わりました。審議願います。9 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 10 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 10 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11 番については、議案第 1 号 11 番ないし 12 番と関連する事項のため、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 1 号 11 番及び 12 番、議案第 3 号 11 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、市の農業振興地域整備計画で農用地区域に指定されている農用地区域内農地です。申請人は、農業法人及び太陽発電事業を営む法人で、本申請地は、令和 3 年 8 月 10 日に営農型太陽光発電設備の支柱部分の一時転用、パネルを農地の上部に設置するための区分地上権設定、パネル下で耕作を行うための使用貸借権設定の許可を得ており、今回は、それら許可を更新するための申請となります。圃場を

確認いたしましたところ、下部の農地における栽培作物は榊ですが、一部は枯れてしまったのか何も植わっておらず、植えてある榊についても、生育状況も芳しくなく、営農の適切な継続といった本来の目的からは、逸脱しているものと思われます。以上の状況を踏まえ、提出されている営農計画書どおりに適切な営農の継続がされるのか疑問が残りますので、今回は保留にすべきと考えます。申請人に対しては、次回の総会までに営農改善計画書の提出を求め、その内容を踏まえたうえで再度審議を行うことが妥当かと考えます。委員皆様の更なるご審議を、お願いいたします。

議長）花和委員の報告が終わりました。審議願います。議案第1号11番ないし12番及び議案第3号11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第1号11番ないし12番及び議案第3号11番について、保留とすることに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、議案第1号11番ないし12番及び議案第3号11番については、保留とすることに決定いたします。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号12番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、アパートに居住されておりますが、子供の成長につれて手狭になり、自己住宅を建築したく申請されたものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって12番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）池田委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、12番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号13番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断

された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地を太陽光発電事業用地として利用し、事業拡大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって13番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）花和委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、13番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、14番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号14番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地を太陽光発電事業用地として利用し、事業拡大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって14番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）花和委員の報告が終わりました。審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、14番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、15番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号15番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を雑種地と山林

で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現在本申請地の近隣において、太陽光発電施設の設置工事を行っておりますが、本申請地付近は、日照量の確保及び立地も良いことから、十分な発電量が見込めると考え、事業拡大のため申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって15番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）田上委員の報告が終わりました。審議願います。15番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、15番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、15番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、16番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号16番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地と山林で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、近隣地において太陽光発電施設の設置工事を行っておりますが、本申請地と一体利用する山林等が窪地で、急傾斜地になる恐れがあり、土砂災害を予防するため、法面の保全・管理を行うべく申請に及んだものです。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって16番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）田上委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、16番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、17番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号17番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小

集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって17番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長） 田上委員の報告が終わりました。審議願います。17番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長） 無いようですので、17番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長） 賛成多数と認め、17番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、18番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員） 議案第3号18番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって18番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長） 栗原委員の報告が終わりました。審議願います。18番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長） 無いようですので、18番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長） 賛成多数と認め、18番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、19番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員） 議案第3号19番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小

集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設用地として、立地・広さ等の条件に合致した本申請を転用したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって19番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。19番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、19番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、19番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第1号11番ないし12番の2件及び議案第3号11番を除く18件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第4号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第4号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠が繁茂し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。続いて、2番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号2番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、篠が繁茂し、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、2番については非農地としても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 三輪委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第4号の2件については、すべて非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

(※農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合する旨を説明)

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第5号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第5号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第2号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。次に、報告第 4 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 説明が終わりました。報告案件ですので、ご覧おき願います。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 38 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 35 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 6 年 7 月 10 日

議事録署名人

議 長

12 番

13 番